

災害時要援護者の避難支援全体計画



平成 2 7 年 3 月 改 正

三 木 市

も く じ

1	計画の目的	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の構成	1
4	災害時要援護者の定義	2
5	災害時要援護者名簿	3
6	支援体制の構築	5
7	支援内容	6
8	福祉避難所の指定	11
9	住宅対策	12
1 0	個別支援計画（くらしあんしんシート）の作成	13
1 1	参考資料	15
	・福祉避難所	16
	・くらしあんしんシート	17

1 計画の目的

近年の地震災害、風水害において、高齢者や身体の不自由な方など災害時要援護者の被災が目立っている。これは、災害時要援護者は自ら避難行動をとることが困難であり、被害の発生を覚知できないことによる「逃げ遅れ」が原因とされている。こうした中、災害時要援護者についての迅速な避難や、避難生活における支援体制を整えておくことが求められている。

この計画は、災害発生時における災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、本市における災害時要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、災害時要援護者の日頃の備えや地域（近隣）の共助を基本とし、災害時要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安全・安心体制を強化することを目的とする。

2 計画の位置付け

この計画は、三木市地域防災計画の災害時要援護者対策について、避難支援に関する事項を中心に具体化したものである。

3 計画の構成

災害時要援護者の支援計画について、基本的な考え方や進め方を定めた「全体計画」と災害時要援護者一人ひとりの支援策を定めた「個別支援計画」により構成する。

「全体計画」とは、本書のことを指し、ここでは災害時要援護者の避難支援全般に係る体制や災害発生時の対応、「個別支援計画」の作成方針等の基本的な事項について定める。

「個別支援計画」とは、本書に基づき、避難の際に、特に人的支援を要する災害時要援護者一人ひとりについて、その状況や避難支援方法を具体的に示したものをいう。

4 災害時要援護者の定義

災害時要援護者とは、防災上、何らかの配慮を要する者をいう。具体的には、高齢者（一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、寝たきり高齢者、認知症高齢者等）、身体障がい者（視覚・聴覚障がい者、音声言語機能障がい者、肢体不自由者、内部障がい者、難病患者等）、知的障がい者、精神障がい者、妊産婦、乳幼児・児童、日本語に不慣れな外国人等で、次のようなハンディキャップを持っている人を言う。

- ①自分の身の危険を察知できない。
- ②危険を知らせる情報を受け取ることができない。
- ③身の危険を察知できても救助者に伝えられない。
- ④危険を知らせる情報を受け取っても対応行動ができない。
- ⑤避難所生活をする際に、何らかの配慮が必要。

また、災害時要援護者の内、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者を「避難行動要支援者」という。「避難行動要支援者」の要件は次に該当する者とする。

下記の事項に該当する者の内、在宅で自力避難ができない者

- ① 要介護認定 3～5 を受けている者
- ② 身体障害者手帳 1・2 級を所持する身体障がい者
- ③ 療育手帳 A を所持する知的障がい者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する者
- ⑤ 特定疾患の受給者証を所持している者
- ⑥ 上記以外で自治会等が支援の必要を認めた者

なお、三木市では、避難行動要支援者（災害対策基本法第 49 条の 10～第 49 条の 13 に規定）はすべて、平成 19 年度から取り組んでいる「災害時要援護者」に含まれるため、避難行動要支援者は、「災害時要援護者」として取扱うものとする。

5 災害時要援護者名簿

(1) 災害時要援護者名簿の作成

行政の福祉関係課が保有する情報から前項に示す「避難行動要支援者の要件」に該当する者と、現に災害時要援護者に登録されている者の内、在宅者でかつ避難支援が必要とされる者を災害時要援護者名簿に登載する。

ア 名簿の登載に当たっての事前調査

平成25年8月の災害対策基本法の改正を受け、避難行動要支援者の要件に該当する者と、現に災害時要援護者に登録されている者を対象に、次の調査を実施するものとする。

- (ア) 避難するために支援が必要か否か
- (イ) 在宅者か否か
- (ウ) 支援者等に情報を提供することに同意されるか否か

イ 名簿に記載する項目

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所または居所
- (オ) 電話番号その他連絡先
- (カ) 避難等支援を必要とする事由
- (キ) その他支援の実施に関し必要と認める事項

(2) 名簿情報の管理

災害時要援護者名簿は、情報管理システムにより庁内関係各課が情報を共有するとともに、紙媒体の名簿情報は施錠のできる保管庫で保管するものとする。

(3) 名簿情報の提供

ア 事前調査により情報の提供に同意が得られた者

避難を支援する者（以下「避難支援者」という。）に平常時から情報を提供することにより、事前に避難の方法を考えたり、情報

の伝達を行う他、日常の見守り活動にも利用する。

イ 情報の提供に同意が得られない者

本人の同意が得られない者については、災害発生時又は発生するおそれがある場合のみ、名簿等を避難支援者に提供するものとする。

ウ 名簿情報の提供先

名簿情報の提供先は、消防機関、警察、民生委員児童委員、地域の自主防災組織、自治会及び社会福祉協議会とする。

(4) 名簿の更新

転出や死亡などの住民情報の異動や病院・施設等への入院入所等が確認された場合は名簿から削除するとともに、新たに要件に該当する場合は調査の上、名簿に登載する。

(5) 名簿情報の漏洩防止

災害時要援護者名簿には、氏名や住所、連絡先、支援を必要とする事由等個人情報に掲載されていることから、取扱いについては次の点に注意を払う。

ア 避難支援者に名簿を提供する際、守秘義務が課されていることを十分説明する。

イ 名簿の提供先が団体の場合は、取り扱う者を限定する。

ウ 名簿は、施錠可能な場所で保管する。

エ 名簿の更新等で不要となった名簿は必ず返却を求める。

6 支援体制の構築

(1) 避難支援者の選定

災害時要援護者の避難支援を行うため、自治会、自主防災組織及び民生委員児童委員が連携して、次に挙げる避難支援者各2名計4名を選任するものとする。

ただし、4名の確保が困難な場合はこの限りでない。

- ア 個人支援者・・・本人及びその家族が直接依頼した支援者
- イ 地域支援者・・・自主防災組織や自治会等が選任した支援者

(2) 避難支援者の役割

- ア 災害情報を伝達する。
- イ 安否を確認する。
- ウ 避難場所等への避難誘導及び避難支援を行う。
- エ 避難場所での生活支援を行う。
- オ 避難支援が円滑に行えるよう、日常からコミュニケーションを図る。

(3) 支援関係者の安全確保

災害時要援護者を支援するためには、支援者本人、その家族の生命・身体の安全を確保することが大前提である。

そのため、災害時要援護者に登録されたことにより、支援が保障されるものではないことを理解してもらうことが重要である。

また、支援者の安全措置や支援ルールについては、地域全体で話し合い、予め決めておくものとする。

安全確保のポイント

- ・ 支援者本人や家族の安全を守ることが最優先である。
- ・ 身体に危険が及ぶおそれがある場所には行かない。
- ・ 避難を拒んだ人の説得までは求められていない。
- ・ 万一、助けられなくても責められるものではない。

7 支援内容

(1) 災害情報の伝達

災害時においては、気象官署が発表する気象情報や、市が発令する避難勧告等の避難情報、災害後の給水や救援物資の配給などの支援情報がある。

いずれも、生命や身体を守るうえで重要な情報ではあるが、災害時要援護者にとっては自らが情報を入手することが困難であったり、情報が理解できないことも考えられるため、災害時要援護者に対しては、情報を正確に伝達する必要がある。

ア 災害時に発信される情報及び手段

種 類	発信元	発 信 手 段
台風の接近、警報等の発令などの気象情報	気象庁	テレビ・ラジオ・安全安心ネット
避難準備情報・避難勧告等の避難情報	三木市	テレビ・ラジオ（FMみっきい）・安全安心ネット・エリアメール・緊急速報メール・市のホームページ・SNS・広報車・自主防災組織代表者への電話
給水・救援物資の配給等の支援情報	三木市	テレビ・ラジオ（FMみっきい）・安全安心ネット・市のホームページ・SNS・広報車

イ 災害時要援護者への伝達

災害時要援護者の状態により、情報伝達の方法は異なるため、予め身体の状態を把握し、効率よくかつ正確に伝えるものとする。

特に、一人暮らしの災害時要援護者に対しては、訪問により直接情報を伝えるとともに、避難に関する要望等があれば聞き取り持ち帰るものとする。

区分	配慮する事項	準備物等
認知症高齢者など	・簡単な言葉でゆっくり声をかける	
視覚障がい者	・不安を取り除くように話かける	
聴覚障がい者	・筆談や身振りなどで情報を伝える	メモ用紙、筆記用具
音声・言語機能障がい者	・相手の言うことを十分に聞く ・筆談や身振りなどで情報を伝える	メモ用紙、筆記用具

(2) 安否確認

災害発生時は、各地域が定めた1次避難所において、安否確認を行うことになっているが、災害時要援護者は、1次避難所までの移動が困難であるため、直接安否を確認する必要がある。

避難支援者は、電話等で安否を確認するとともに、連絡が取れない者に対しては、自主防災組織等の指示により、複数人で災害時要援護者の自宅を訪問するものとする。

最終的に安否の確認が取れないものについては、速やかに市役所福祉班に所在確認を要請するものとする。

(3) 避難誘導及び避難支援

避難支援者は、避難情報の発令時や地震災害等において避難が必要となった場合、1次避難所及び2次避難所への避難の支援を行う。

また、災害時要援護者本人の身体の状態によっては、福祉避難所や介護サービスが受けられる福祉施設に搬送する。

災害時に要援護者を円滑にかつ迅速に避難させるためには、災害時要援護者一人ひとりに対し、避難経路や避難先、避難の方法、必要な用具や支援に必要な人数等を予め定めておく(※)ことも重要である。(※個別支援計画として作成する。)

(避難誘導時などに特に配慮すべき事項)

区 分	災害時要援護者・家族の日頃の備え	支援者が配慮すべき事項
寝たきりや身体が虚弱な高齢者	<ul style="list-style-type: none">・日頃から地域の人と交流を持つ・おんぶひも、シーツ、毛布などの搬送用具を用意・日常服用している薬の携帯	<ul style="list-style-type: none">・声をかえ不安を取り除き、どのような手助けが必要か確認・多人数で支援に当たる・自力で動けない場合、持ち出し品を携行する
認知症者	<ul style="list-style-type: none">・お付き合いのある身近な人に避難援助のお願い・おんぶひも、シーツ、毛布などの搬送用具を用意	<ul style="list-style-type: none">・簡単な言葉でゆっくり声をかける・パニック防止のため、災害時要援護者が安心するように接する・自力で動けない場合、持ち出し品を携行する

視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・白杖、点字器、携帯電話などを身近なところに準備 ・障害物を取り除き、避難路を確保 ・座布団などで頭を守る 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険があるかないかを伝え、不安を和らげる ・移動介助を申し出、誘導するときは肘を持ち、支援者が半歩程度先に立ち、目の前の状況を具体的に伝える ・盲導犬を伴っている人は、方向を説明し、直接盲導犬を引いたり触ったりせず誘導する
聴覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・補聴器用の電池、筆談用のメモ用紙、筆記用具、笛、ブザーなどを携帯 ・一人暮らしの人は、隣近所の人に災害情報の伝達を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話、筆談、身振りなどで情報を伝える ・手話や筆談の人などに合わせたスピードで話す
音声・言語機能障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・筆談用のメモ用紙、筆記用具、笛、ブザーなどを携帯 ・お付き合いのある身近な人に避難援助のお願い 	<ul style="list-style-type: none"> ・丁寧に聞き取りし、必要な情報の提供や援助を行う ・聞き取りが困難な場合、相手に断って筆談やメモを使用する
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> ・車イスなどが家具の下敷きにならないよう転倒防止対策を行う ・お付き合いのある身近な人に避難援助のお願い おんぶひも、シーツ、毛布などの搬送用具を用意 	<ul style="list-style-type: none"> ・どのような支援が必要か尋ねる ・脳性まひなどで、言葉が聞き取りにくい場合があるため、相手にあったコミュニケーションを心がける
内部障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃服用している薬の名称や装具の説明書、かかりつけ医を書いたメモを準備 ・常備薬や特殊な治療食を主治医と相談して準備 ・電源が必要な人は、非常用外部バッテリーや発電機を準備し、医療機関と災害時対応を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・外見だけでは障害がわかりにくい場合があるため、どのような支援が必要か尋ねる ・依頼があれば医療機関に連絡し、以後の対処について指示を受ける

精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・通院ができない場合の医療的対処方法を主治医に確認 ・緊急連絡先、かかりつけ医療機関、服薬などを記入した緊急連絡カードを本人と家族が携帯 ・隣近所の人と、プライバシーに配慮しながらどのような支援が必要か話し合っておく 	<ul style="list-style-type: none"> ・声をかけて落ち着かせ、安全な場所へ誘導 ・動揺が激しい場合は、本人の同意を得て緊急連絡先に連絡 ・依頼があれば医療機関に連絡し、以後の対処について指示を受ける
知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の行動を日頃から繰り返し話して聞かせ、防災訓練にも参加する ・お付き合いのある身近な人に避難援助のお願い ・緊急連絡先、かかりつけ医療機関、服薬などを記入した緊急連絡カードを本人と家族が携帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険な状況や避難の必要がわからない場合がある ・言葉がわからない場合は、ゆっくり話しかけ、一つのことを簡潔に伝えるよう心がける ・大きな声で注意したり、叱ったりすると混乱するため、安心するよう優しい言葉をかけ、冷静な態度で接する
自閉症者	<ul style="list-style-type: none"> ・なれ親しんだ人に避難援助をお願いする 	<ul style="list-style-type: none"> ・これからどこに行くのか、何をするのかを本人に理解させ、パニックにならないように誘導する
乳幼児妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと一緒に避難施設、安全な場所まで歩くなどして避難経路を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者がいない場合、近隣住民などの協力を求める ・流産のおそれがある場合、家族が付き添うよう依頼 ・出産予定日が近い場合、産婦人科への連絡、出産時の協力を依頼
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から地域のイベントや地域活動に参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・身振り手振りなどあらゆる方法でコミュニケーションを図る ・図やイラストなどを書いて状況を伝える ・言語通訳アプリなど利用する

(4) 避難所における支援

避難所では、ライフラインの復旧や住居の確保が可能となるまでの間、避難者が共同で生活を送ることになる。

避難所での生活は、従前の生活と環境が大きく変わるため、災害時要援護者にとっては、過度のストレスや生活そのものが困難な状況となることも想定されるため、災害時要援護者に対して十分な配慮が必要である。

ここでは、災害時要援護者が安心して生活ができるよう次の点に留意し支援を行う。

ア 避難所の運営

(ア) 災害時要援護者のための福祉スペースを、トイレの近い場所、段差が無い場所、出入りが楽な場所に確保する。

(イ) プライバシー保護のため、間仕切りやパーテーションを設置する。

(ウ) 長期化する場合は健康保持のため、できるだけ冷暖房設備が使用できる場所を優先使用させる。

イ 物資・食糧の調達

避難所生活は、共同で行うことになり、均一的な物資や食料が配給されることがあるが、要援護者の個々の状態によりきめ細かい配慮が必要となる。

区 分	想定される物資など
高 齢 者	車いす、簡易トイレ、紙おむつ、老眼鏡など
障 がい 者	補装具、ベット、筆記用具、メモ用紙、車いす、簡易トイレ、紙おむつなど
乳 幼 児	粉ミルク、ほ乳瓶、離乳食、紙おむつ、おしりふき、肌着など

ウ 相談窓口の設置及び支援スタッフの配置

災害時要援護者のニーズを把握するため、女性相談員や保健師等による健康相談員を配置する。

また、災害発生時の恐怖や避難所での厳しい生活等が原因とな

り心的外傷後ストレス障害（PTSD）等を発症する恐れがあり、被災した災害時要援護者に対するメンタルケアを行う。

エ 個々のニーズへの対応

(ア) 徘徊の症状がある認知症高齢者については、周囲の人にも声をかけてもらうよう協力を求める。

(イ) 情報は、繰り返し放送を行うとともに、併せて拡大文字やひらがな、イラストを用いて掲示するほか、文書として配付を行う。

(ウ) 災害時要援護者は、周囲とのコミュニケーションが取れないことが多いため、進んで話しかけるよう努める。

(エ) 人工透析や医療行為が必要な場合は、医療機関との連携に努める。

オ 災害ボランティアとの連携

災害時に、要援護者に支援を行うためにはボランティアの活動が必要となる。社会福祉協議会と連携を図りながら、災害時要援護者のニーズを的確に把握し、必要とされるボランティアを受け入れられるよう体制を整える。

なお、外国人の通訳や手話通訳、朗読ボランティアなど、限られたスタッフですべての避難所をカバーすることは難しいため、予め対応可能な避難所を指定し、支援ボランティアを計画的に派遣するものとする。

8 福祉避難所の指定

一般の避難施設での生活が困難な災害時要援護者に対し、避難生活が長期化する場合は、ケアマネジャーと相談の上、社会福祉施設への入所を支援する。

そのため、民間の社会福祉施設と協定書を締結するなど、災害時要援護者の受入れ体制を整備する。

福祉避難所を指定した場合は、その所在や避難方法を災害時要援護者を含む地域住民に対し周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得るものとする。

9 住宅対策

(1) 応急仮設住宅

市は、被災者の住居の損害が大きく避難生活が長期化する場合には、すみやかに仮設住宅を設置する。この際、災害時要援護者の優先入居に配慮する。

(2) 住宅の斡旋

市は、災害時要援護者の健康状態及び必要な介護の状態等を考慮し、公営住宅等住宅の斡旋をする。

10 個別支援計画（くらしあんしんシート）の作成

災害時要援護者は、災害時に避難支援が必要とされる方ではあるが、支援を必要とする理由は様々であり、身体の状態、程度も一人ひとり異なっている。

災害時に、要援護者を限られた人数で迅速かつ効率的に支援を行うためには、平常時から、支援の方法や支援に必要な物品、携わる支援者の人数など予め決めておくことが重要となる。

そのために、災害時要援護者名簿登載者について、きめ細かい情報を把握する必要がある。

また、この情報は、災害時だけではなく日常の見守り活動にも利用できることから、三木市では、民生委員児童委員及び社会福祉協議会の協力のもと「くらしあんしんシート」の作成を行う。

（1）くらしあんしんシートに掲載する項目

- ア 住民基本情報及び家族構成
- イ 身体の状態（病名・服用薬剤）
- ウ かかりつけ医療機関
- エ 緊急連絡先
- オ 支援者名
- カ 支援に必要な装備・人数
- キ 避難先（1次避難所・2次避難所・福祉避難所）
- ク 日常生活状態
- ケ その他支援に必要な事項

（2）対象者

災害時要援護者名簿に登載され、かつ住民基本項目及び避難の支援理由の情報を支援者に提供することに同意された者

（3）作成の方法

市が提供する災害時要援護者名簿（同意者に限る）に基づき、民生委員児童委員及び社会福祉協議会職員が訪問し、本人もしくは家族が記入（記入できないときは聞き取りにより訪問者が記入）する。

(4) 情報の管理

記入された「くらしあんしんシート」は、一部は本人が控えとして「命のカプセル」にて保管し、1部は市役所に提出し、写しを民生委員児童委員と社会福祉協議会で管理する。

市は、情報をデータ化し、必要に応じて自主防災組織、消防機関、警察及び社会福祉協議会に提供するものとする。

ただし、自主防災組織については、避難支援に必要とされる事項に限定するものとする。

(5) くらしあんしんシートの更新

災害時要援護者本人や家族の申し出及び民生委員児童委員の見守り活動において、くらしあんしんシートに記載された内容に変更が生じた場合は、新たにシートを作成するものとする。

(6) 情報の漏洩防止

- ア 避難支援者等に情報を提供する際、守秘義務が課されていることを十分説明する。
- イ 民生委員児童委員は、見守り活動に使用する以外は使用しない。
- ウ 複製は厳禁とする。
- エ 情報の提供先が団体の場合は、取り扱う者を限定する。
- オ 情報は、施錠可能な場所で保管する。
- カ 不要となったシートは必ず返却するものとする。

1 1 参考資料

・福祉避難所

施設名		所在地	電話
市	デイサービスセンター三木東	君が峰町 3-38	86-1718
市	デイサービスセンター三木南	福井 3 丁目 3-12	68-9013
市	デイサービスセンター三木北	加佐 577	86-1021
市	デイサービスセンター志染	志染町井上 744-1	87-3829
市	デイサービスセンター口吉川	口吉川町殿畑 144	68-9009
市	デイサービスセンターひまわり	緑が丘町西 4 丁目 48	84-2110
市	デイサービスセンター自由が丘	志染町吉田 1241-13	87-0930
社協	デイサービスセンター細川	細川町豊地 1230	68-9200
民間	特別養護老人ホーム グリーンホーム三木	与呂木 683-397	86-1212
民間	特別養護老人ホーム しゅうらく苑	別所町興治 1588	83-6767
民間	特別養護老人ホーム りんどうの里	志染町四合谷 341	84-0237
民間	特別養護老人ホーム さざんかの郷	吉川町大沢 418	72-1170
民間	特別養護老人ホーム えびすの郷	大塚 206-6	82-0300
民間	介護老人福祉施設 カトレア三木	福井 1981-1	83-0088
民間	介護老人保健施設 サンスマイル三木	志染町吉田 1213-1	87-8720
民間	老人保健施設 サンビラ三木	与呂木 683-4	83-8118
民間	老人保健施設 セントクリストファーズホーム	志染町細目 28-26	84-2211
市	三木特別支援学校	志染町青山 7 丁目 1-8	84-0830
市	はばたきの丘	志染町青山 1 丁目 25	68-9005
県	精愛園	緑が丘町本町 2 丁目 3	85-8791

取扱い注意
災害時要援護者調査書
(くらしあんしんシート)

(50/50)氏名	支援助分		A・B・C・D		
	明・大 昭・平	生年月日	年	月	
住所	三木市	自治会名	(班・組)		
連絡先	(自宅)	(携帯)	(FAX)		
家族構成 (本人以外)	氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	
			年 月 日	同居・別居	
			年 月 日	同居・別居	
			年 月 日	同居・別居	
			年 月 日	同居・別居	
区分	<input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 独居・夫婦共・日中独居・夜間独居・() <input type="checkbox"/> 虚弱・寝たきり・認知症・() <input type="checkbox"/> 身体障がい者 (視覚・聴覚・言語・肢体不自由・内部疾患) <input type="checkbox"/> 知的障がい者 <input type="checkbox"/> 精神障がい者 <input type="checkbox"/> 難病患者 <input type="checkbox"/> 病後療養中 <input type="checkbox"/> 妊婦 <input type="checkbox"/> 乳幼児・児童 <input type="checkbox"/> 外国人 <input type="checkbox"/> ()				
病名及び症状	<input type="checkbox"/> ベースメーカ <input type="checkbox"/> 器具等の装着 <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> 人工透析をしている				
介護認定	有・無	要介護度	1・2	要介護 1・2・3・4・5	
かかりつけ医療機関	(電話)				
支援事業所	(電話) クアマネジャー等				
日常生活	移動	<input type="checkbox"/> 自立歩行	<input type="checkbox"/> 杖歩行	<input type="checkbox"/> 手押し車	<input type="checkbox"/> 車イス
	食事	<input type="checkbox"/> 自分で食べられる <input type="checkbox"/> 見守りが必要 <input type="checkbox"/> 介助が必要			
	排泄	<input type="checkbox"/> 自分でできる <input type="checkbox"/> 見守りが必要 <input type="checkbox"/> 介助が必要			
	意思疎通	<input type="checkbox"/> 通じる <input type="checkbox"/> 多少通じる <input type="checkbox"/> ほとんど通じない			
	買物	<input type="checkbox"/> 自分で行ける <input type="checkbox"/> 支援が必要 <input type="checkbox"/> 宅配			
	<input type="checkbox"/> コミだし <input type="checkbox"/> 自分で出せる <input type="checkbox"/> 支援が必要 <input type="checkbox"/> ふれあい収集				
	<input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> お金の管理 (できる・できない) <input type="checkbox"/>				

※市役所・社会福祉協議会処理欄

地区コード	自治会コード	世帯番号	住基コード	整理番号	処理欄

(1/2 市役所保管用)

緊急時連絡先	氏名	続柄	氏名	続柄
	住所		住所	
	電話	(自宅)	電話	(携帯)
緊急通報システム	<input type="checkbox"/> 加入	<input type="checkbox"/> 未加入	命のケーブル	<input type="checkbox"/> 設置済 <input type="checkbox"/> 未設置 (申し込む・申し込まない)

個別支援プラン

緊急時支援者	本人が依頼した支援者
(氏名)	(氏名)
(電話番号)	(電話番号)
災害時支援者	自主防災組織など地域の支援者
(氏名・班・ブロック名等)	(氏名・班・ブロック名等)
(電話番号)	(電話番号)

ハザード	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 浸水区域 (m) <input type="checkbox"/> 土砂災害 (地すべり・急傾斜・土石流)
住家	家屋 (耐震・未耐震・耐震診断済) 家具の転倒防止対策 (済・未)
在宅場所	寝室 <input type="checkbox"/> 1階 <input type="checkbox"/> 2階 <input type="checkbox"/> () 居間 <input type="checkbox"/> 1階 <input type="checkbox"/> 2階 <input type="checkbox"/> ()
避難に必要な装備人員等	<input type="checkbox"/> 声掛け (大きな声) <input type="checkbox"/> 筆談 <input type="checkbox"/> 手ひき誘導 <input type="checkbox"/> 手押し車 <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> ストレッチャー <input type="checkbox"/> 移送車両 <input type="checkbox"/> ()
避難先	人数 人 特に配慮すること
	<input type="checkbox"/> 1次避難所に行かない方 <input type="checkbox"/> 2次避難所に行かない方 <input type="checkbox"/> 福祉避難所等搬送先
避難ルールで注意する事項	<input type="checkbox"/> 水路 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> 橋梁 <input type="checkbox"/> 溜池 <input type="checkbox"/> 崖 <input type="checkbox"/> 危険なブロック塀 <input type="checkbox"/> 倒れそうな老木 <input type="checkbox"/> 木造家屋が密集 <input type="checkbox"/> ()

私は、災害時や緊急時における避難支援や日頃の見守り活動を受けるために、この情報を、市の関係部署、消防署、自主防災組織、民生委員児童委員、社会福祉協議会へ提供することに同意します。

平成 年 月 日

署名 _____ ※代理者欄 氏名 _____ 続柄 ()

訪問日	平成 年 月 日	訪問先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 施設・病院 <input type="checkbox"/> ()
訪問者	<input type="checkbox"/> 民生委員児童委員 <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会 <input type="checkbox"/> 民生委員児童委員 <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会		
特記事項			